

# 2023年度個別指導等の計画 厚生局開示資料より

長野県保険医協会では2003(平成15)年度より指導、監査関係の情報開示請求により個別指導等の選定委員会の経過、選考資料、指摘事項などの資料を入手し、その内容の検討を行ってきた。本年度も関東信越厚生局長野事務所に開示請求を行い、開示された資料から本年度の指導等の計画状況を紹介します。表は開示資料を元に本紙で作成したものです。

表2. 2023年度指導計画(月別)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
集团的 個別指導	病院								4	4				8
	診療所								23	23				46
	医科計								27	27				54
個別指導	病院							1						1
	診療所			1	1	2			1		1			6
	医科計			1	1	2	1		1		1			7
新規 個別指導	病院													
	診療所			3	3	4	2	1	5	7	6	1	3	35
	医科計			3	1	1	5	2	2		4	1	1	20
施設基準調査	医科・病院	8	9	7	7	6	7	5	4	4	6	7		70

太字は共同指導で実施 ※医科・病院の新規個別指導は0件

今年度の指導等の計画件数は表1の通り。指導計画に関しては表2が今年度の月別の指導予定件数となる。個別指導の選定内訳は表3の通り、集团的個別指導及び個別指導の選定状況については歯科は表4、医科は表5にまとめています。

表1. 2023年度 指導等選定医療機関数

区分	医科		歯科	
	23年度 (4月~翌年3月)	参考 22 21	23年度 (4月~翌年3月)	参考 22 21
集团指導(指定更新)	364	301 173	271	231 133
集团的個別指導	54	84 101	50	82 82
個別指導	7	8 5	13	5 7
新規個別指導	35	33 28	20	15 7

### 集团指導

集团指導は、①新規登録となった保険医を対象とするもの、②2022年10月から2023年12月までに新規指定となった保険医療機関を対象とするもの、③今年度中に指定更新となる保険医療機関を対象とするもの、④診療報酬改定説明会として全ての医療機関を対象とするものがある。

②の新規指定医療機関に対する集团指導は、医科、歯科共に6月、8月、11月、2月に実施予定。③指定更新時の集团指導(表1)は、医科で364医療機関(病院62、診療所302)が対象となり10月、1月に、歯科は

271医療機関で10月、1月に実施予定とされている。①~③は、原則、eラーニングにより実施される。④の診療報酬改定説明会は3月に原則YouTube方式での動画配信で実施予定。

### 集团的個別指導

今年度の集团的個別指導は、医科54医療機関(病院8、診療所46)、歯科50医療機関が選定されており、実施時期(表2)は医科が11月、12月、歯科は9月、10月に予定されている。集团的個別指導は、面接懇談方式(個別部分)は省略し集团部分のみの実施となり、原則として集合形式で行われる。

類型区分ごとの基準平均点と選定件数は表4(歯科)、表5(医科)の通り。今年度に集团的個別指導を受け、2024

表3. 2023年度個別指導の選定内訳

	医科	歯科
情報提供による選定件数	0	0
再指導による選定件数	6	8
高点数による選定件数		
その他の選定件数	1	5

※共同指導予定の4件を含む

実施にあたっては、2024年度の状況を見極めた上で実施の可否を判断することとされている。

### 個別指導

新規指定以外の理由による個別指導は、医科で病院が1、診療所が6の計7、歯科で13医療機関に対して計画されている(表2)。選定の内訳は表3の通り。

今年度は、情報提供による個別指導実施予定はないが、年度途中で「情報提供によるもの」等が生じた場合は、改めて選定委員会が開かれ追加の選定が行われる。「再指導によるもの」は、昨年度の個別指導又は新規個別指導の結果が「再指導」だった場合が該当し、医科は病院で1、診療所で5、歯科で8医療機関となった。「高点数によ

るもの」は、今年度も昨年と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されない。「その他」については、特定共同指導又は共同指導、前年度の集团的個別指導を正当な理由なく欠席した場合等が対象とされている。共同指導は厚労省が主体となり、厚生局長野事務所及び長野県と協力し行われる指導。今年度は11月に歯科で4医療機関に実施が予定されている。共同指導の選定基準は下記参照。

### 新規個別指導

医科で35、歯科で20の医療機関が選定された。今年度は、医科は2022年4月から2023年3月に、歯科は2022年3月から2023年3月に新規指定(開業)された医療機関が対象となる。

### 施設基準調査(適時調査)

施設基準調査は、2016年度より医科・病院のみを対象として行われている。昨年度に引き続き実地調査を予定している。

表4. 歯科の選定基準数値と選定件数の推移

年度	平均 点数	基準 平均点	医療機 関数(A)	レセプト 件数	基準値 超過数	集团的 個別指導		個別 指導
						(A) × 0.08	選定数	
2023	1,211	1,453	1,016	300,507	189	81	50	13
2022	1,208	1,450	1,030	292,361	220	82	82	5
2021	1,199	1,439	1,034	210,015	187	82	82	7
2020	1,130	1,356	1,039	291,384	215	83	63	34

今年度も引き続き高点数であった医療機関については、2025年度に高点数を理由とする個別指導の対象となる。ただし、実

表5. 2023年度医科 個別指導等の選定数と指導計画数

類型区分	平均 点数	基準 平均点	医療機 関数(A)	集团的個別指導の選定		個別指導の選定			
				基準値 超過数	(A) × 0.08	選定医療 機関数	情報提供	高点数	再指導
一般病院	54.694	60.163	81	21	6	6	0	1	0
精神病院	39.159	43.075	15	3	1	1	0	0	0
臨床、大学、特定	68.035	74.839	27	5	2	1	0	0	0
内科(その他)	1.091	1.309	452	68	36	12	0	3	0
内科(支援診)	1.281	1.537	222	43	17	9	0	1	0
内科(透析)	7.506	9.007	20	11	1	1	0	0	0
精神・神経科	965	1,158	51	6	4	1	0	0	1
小児科	1.215	1,458	55	9	4	2	0	0	0
外科	1.170	1,404	88	22	7	7	0	1	0
整形外科	989	1,187	115	19	9	2	0	0	0
皮膚科	559	671	43	4	3	1	0	0	0
泌尿器科	1.240	1,488	23	2	1	1	0	0	0
産婦人科	1.101	1,321	43	9	3	3	0	0	0
眼科	1.091	1,309	79	15	6	3	0	0	0
耳鼻咽喉科	694	833	56	11	4	4	0	0	0
合計			1370	247	104	54	0	6	1

### 共同指導の選定基準(指導大綱より抜粋)

- ① 過去における都道府県個別指導にもかかわらず、診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られず、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- ② 支払基金等から診療内容又は診療報酬の請求に関する連絡があり、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- ③ 集团的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの(ただし、集团的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない)
- ④ その他特に共同指導が必要と認められる保険医療機関等

## オン資未導入医療機関への対応

厚労省は、2023年3月24日に事務連絡「オンライン資格確認未導入の保険医療機関等に対する指導等の取扱いについて」を発出した。

2023年4月1日時点で、オンライン資格確認(オン資)原則義務化の対象かつ経過措置の届出を行わずにオン資未導入の医療機関に対しては、eラーニング方式による集团指導を実施することとされた。なお、集团指導を実施した上でオン資を導入

しない医療機関については、個別に改善を促すとされている。

また、オン資の導入状況については、個別指導や適時調査の確認リストにも加えられ、指導や調査の際未導入の場合は導入が促される。

集团指導の実施時期について厚労省事務連絡では、令和5年度早期とされているが、当会から厚生局長野事務所へ聞き取りを行ったところ、現時点では実施時期、方法等は未定とのことだった。今後も詳細等が判明すれば報道する。